

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

	• •		
0	告示		
	865 消防記	受備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関す	する講習の実施
			(危機管理・消防課)1
	866 救急症	病院の認定	(医務課)2
	867 令和4	年和歌山県告示第787号(和歌山県立こころの医療	療センター吸収冷温水機調達に係
	る一般競	競争入札に参加する者に必要な資格等) の廃止	(") 2
	868 和歌山	山県立こころの医療センター吸収冷温水機調達に位	係る一般競争入札に参加する者に
	必要な資	資格等	(") 3
	869 公共海	則量の終了	(技術調査課)5
	870 道路の	の区域変更	(道路保全課)5
	871 "		(")5
	872 道路の	D供用開始	(")6
0	人事委員	会告示	
	10 令和4年	∓度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施	6
0	警察本部	告示	
	11 一般競	争入札による落札者の決定	9
0	公告		
	入札公告の	取消し	(医務課) 10
	入札公告		(") 10
		告示	
和	歌山県告示	第865号	
	消防法(昭	 和23年法律第186号)第17条の10の規定に基づくえ	消防設備士の工事整備対象設備等の工事又
は	整備に関す	る講習を、公益財団法人和歌山県消防設備保守協	会に委託して次のとおり実施する。
	令和4年7	7月15日	
			和歌山県知事 仁 坂 吉 伸
1	講習区分並	並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分	}
	講習区	済 講習の対象となる消防	設備士の種類及び区分
	消火設備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防	
	警報設備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士	並びに第七類の乙種消防設備士
	避難設備・	消火器 第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並	並びに第六類の乙種消防設備士
2	講習の日間	幸及で場所	

講習区	F/\	講	習		講習時間		講	習	場	所		
再白口	∑ ₇	神	白	Н	神白时间	会	場	名	所	在 在	地	

警報設備	令和4年10月13日	午前9時30分から 午後5時まで	佐野会館	新宮市佐野一丁目9番9号
同上	令和4年10月20日	同上	和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ)	和歌山市北出島一丁目5番47号
同上	令和4年10月21日	同上	同上	同上
同上	令和4年10月24日	同上	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
消火設備	令和4年11月11日	同上	和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ)	和歌山市北出島一丁目5 番47号
避難設備 ・消火器	令和4年11月17日	同上	同上	同上
同上	令和4年11月18日	同上	同上	同上

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙7,000円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所 へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、令和4年8月29日(月)から同年9月2日(金)までの間に公益財団法人和歌山県消防設備保守協会又は各振興局地域振興部総務県民課(海草振興局を除く。)において受け付ける。

- 5 受講対象者
 - (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
 - (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者
- 6 講習科目及び時間
- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間
- 7 その他詳細については、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会及び和歌山県総務部危機管理局危機 管理・消防課に問い合わせること。

公益財団法人和歌山県消防設備保守協会 電話番号 073-402-2657

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課 電話番号 073-441-2259

和歌山県告示第866号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を 認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人 了正会 古梅記念病院
- 2 所在地 和歌山市新生町5番37号
- 3 有効期限 令和7年7月13日

和歌山県告示第867号

令和4年和歌山県告示第787号(和歌山県立こころの医療センター吸収冷温水機調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)は、廃止する。

令和4年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第868号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、 和歌山県立こころの医療センター吸収冷温水機調達に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に 参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和4年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 競争入札に付する調達物品の名称及び数量並びに納入期限
- (1) 調達物品の名称及び数量 吸収冷温水機 一式
- (2) 納入期限 令和5年3月31日(金)
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者(調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)を含む。)とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で 申請を行うことができないものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。 コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。 コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。 コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (8) 申請日において、和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の規定に基づく競争入札の参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格名簿の営業種目「産業用機械器具」に登載されている者又は登載されていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに競争入札参加資格名簿の営業種目「産業用機械器具」に登載される見込みであるもの。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。 なお、コンソーシアムにあっては、ア及びコの書類については代表者が、イからケまでの書類につい

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ては構成員ごとに作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 業務状況調書
- ウ 役員等に関する調書
- エ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写
- オ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し
- カ 直近1年分の財務諸表 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税(延滞金等を含む。)の全税目
- (ウ) 個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
- ク 誓約書
- ケ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)
- コ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し
- (2) (1) のアからウまで及びクからコ (コンソーシアム構成員表に限る。) までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和4年7月15日(金)から同月21日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) 2の(8) の和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定に基づく競争入札 参加資格者名簿の営業種目「産業用機械器具」に登載されている者は、物品調達競争入札参加資格審 査結果通知書の写しをもって、(1) のイからキまでの書類の提出に代えることができる。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年7月15日(金)から同月19日(火)までの 県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課 に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- (5) (4) の質問に対する回答は、令和4年7月21日(木)午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県立こころの医療センターのホームページ (https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html) に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年7月15日(金)から同月21日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、 5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

なお、3の(5)の和歌山県立こころの医療センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和4年7月27日(水)までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

- 8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和4年7月29日(金)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和4年8月2日(火)までに書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第869号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影、写真地図作成、数値地形図データ作成)
- 2 作業期間 令和4年1月21日から同年6月27日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市の一部

和歌山県告示第870号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
日高郡印南町大字川又字宮 1034番1地先から同町大字 字向道1056番1地先まで		3. 80	389. 33	

和歌山県告示第871号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 温川田辺線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
田辺市伏菟野字見行183番地内	IΒ	4. 30	32. 50	
同上	新	4. 30	32. 50	

和歌山県告示第872号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 温川田辺線

供用開始の区間 田辺市伏菟野字見行183番地内

供用開始の期日 令和4年7月15日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

令和4年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

令和4年7月15日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和4年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

	試験区分	採用予定人員	主な職務内容
事	一般事務	2人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
務系	学校事務	17人程度	県立学校又は市町村立小中学校等における事務
職種	警察事務	6人程度	警察本部等における事務
土木		3人程度	知事部局等における道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 平成10年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)における在学期間が令 和5年3月末日現在で2年を超える人
- イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条各号のいずれかに該当する人
- 3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和4年9月25日(日) 事務系職種 午前9時 土木 午前10時	和歌山市 田辺市 新宮市	令和4年10月3日(月)に和歌山 県ホームページに掲載する。
第2次試験	(作文試験及び適性検査)令和4年10月12日(水)(面接試験)令和4年10月24日(月)から同月26日(水)までの間で指定する1日	和歌山市	令和4年11月7日 (月) に和歌山 県ホームページに掲載するとと もに、合格者に通知する。

- (注) 試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。
- 4 試験の方法及び内容
 - (1) 事務系職種

	試験種目	配点	内容	試験時間
第 1 次 試 験	教養試験 (択一式)	1,000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数50題を全問必須解答とする。 <出題分野> 社会科学(法律、政治、経済、社会)、人文科学(地理、日本史、世 界史、国語)、自然科学(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理 解(英文、現代文)、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験 (800字 程度)	1時間
2 次 試 験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 土木

	試験種目	配点	内容	試験時間
第 1 次	基礎能力試験 (択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 <出題分野> 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
試験	専門試験		専門的知識及び能力についての筆記試験 出題数40題を全問必須解答とする。	

	(択一式)		<出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質 力学)、土木構造設計、測量、社会基礎工学、土木施工	2時間
第。	作文試験	200点	前記 (1) の作文試験と同内容	1時間
次	面接試験	1,400点	前記 (1) の面接試験と同内容	
試験	適性検査		前記 (1) の適性検査と同内容	

基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和4年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和4年8月10日(水)までに和歌山県 人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和4年8月1日(月)午前10時から同月18日(木)午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和5年4月1日に採用される。
- (2) 採用時の給料月額は、おおむね154,900円(令和4年4月1日現在)で、経歴に応じて一定の額(例: 公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)等の定めに従い、扶養手当、 地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

一般事務、学校事務及び警察事務については、点字受験が可能であるので、希望する人は、申込時に 和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない 試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合 順位	合格発表の日の翌日の午
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない 試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位 並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総 合得点及び総合順位	後3時から1か月間

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第11号

和歌山県警察組織犯罪対策情報管理システム更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落 札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令 第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年7月15日

和歌山県警察本部長 遠 藤 剛

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 和歌山県警察組織犯罪対策情報管理システム更新委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

- 3 落札者を決定した日
 - 令和4年5月25日
- 4 落札者の氏名及び住所

和歌山県警察組織犯罪対策情報管理システム更新委託及び賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム

(代表者) NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

(構成員) 日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札金額

125,400,000円 (うち消費税及び地方消費税の額11,400,000円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和4年4月5日

公 告

入札公告の取消し

令和4年6月24日付け和歌山県報第322号(14ページ)掲載の入札公告(和歌山県立こころの医療センター吸収冷温水機調達)を取り消す。

令和4年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

入札公告

和歌山県立こころの医療センター吸収冷温水機調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和4年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度

令和4年度

(2) 調達物品の名称及び数量 吸収冷温水機 一式

(3) 調達物品の仕様等

仕様書による。

(4) 納入場所

和歌山県立こころの医療センター 有田郡有田川町庄31番地

(5) 納入期限

令和5年3月31日(金)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県告示第868号に規定する和歌山県立こころの医療センター吸収冷温水機調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

(2) 期間

令和4年7月15日(金)から同月21日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所

3の(1)に同じ。

なお、和歌山県立こころの医療センターのホームページ (https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html) から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

- (2) 期間
 - 3の(2)に同じ。
- (3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和4年7月15日(金)から同月19日(火)までの 県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県立こころの医療センター事務局 総務課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- (4) (3) の質問に対する回答は、令和4年7月21日 (木) 午後5時までに書面 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

また、その内容については、(1)の和歌山県立こころの医療センターのホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

- 5 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター診療管理棟2階 A会議室

イ 入札日時

令和4年8月5日(金)午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

工 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参又は郵送するものとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年8月4日(木)午後4時までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

- 7 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムと して納付の免除を受けることができる。

- 8 契約保証金に関する事項
 - (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。
 - (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムと して納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格 の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、 無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

- 10 入札執行方法の細目
 - (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落 札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを 引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療セン ター事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。
- 11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

- 13 その他
- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - アタ称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Absorption chiller, heater: 1set

(2) Time limit for tender:

10:00 a.m. 5 August 2022 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 4 August 2022)

(3) Contact point for the notice:

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,

31 Sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan

TEL 0737-52-3221

FAX 0737-52-5571